

第 3 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 2 4 年 3 月 2 1 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市安濃庁舎 2 階第 1 ・ 2 会議室

出席部会委員 2 ^{の だ}野田 ^{ひさただ}久忠・3 ^{おおた}太田 ^{よしまさ}義政・4 ^{まゆみ}眞弓 ^{すみかず}純一・5 ^{あかつか}赤塚 ^{かおる}薫
6 ^{あおき}青木 ^{しょうじ}正司・7 ^{いとう}伊藤 ^{せいいち}征一・9 ^{おくやま}奥山 ^{まさお}正夫・11 ^{ごとう}後藤 ^{かつ}勝
13 ^{さか}阪 ^{よしち}芳一・17 ^{まきの}牧野 ^{れいきち}礼吉・18 ^{ますじ}増地 ^{かずひさ}和久・19 ^{むらじ}村治 ^{たかし}隆史
23 ^{しみず}清水 ^{きよし}清・24 ^{なかばやし}中林 ^{ちよういち}長一・41 ^{にしぐち}西口 ^{まさくに}正國

以上 1 5 名

欠 席 委 員 14 ^{しみずぶん べ え}清水文兵衛・47 ^{たなか}田中 ^{かずよし}千福

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議 長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事 務 局 職 員 飯田事務局長・西田調整担当副参事・長谷川担当副主幹

総 合 支 所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平主査

芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議 事 録 署 名 者 4 ^{まゆみ}眞弓 ^{すみかず}純一・19 ^{むらじ}村治 ^{たかし}隆史

事 項

- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
- 報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
- 報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
- 報告第 7 号 農業生産法人の新規登録について
- 報告第 8 号 農業生産法人の定期報告について
- 報告第 9 号 地籍調査事業 (芸濃町林川原 5 地区) における地目変更について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
- 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・賃貸借権)
- 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・使用貸借)

- 議案第6号 非農地証明願について
- 議案第7号 特定農地貸付承認申請について（農業委員会承認）
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>それでは、第3回第1農地部会を開会させていただきます。 本日の欠席は清水文兵衛さん、田中先生でございます。 出席議員は15名で本部会は成立いたします。 それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。 4番、眞弓さん、19番、村治さん、よろしくお願いいいたします。 まず初めに、会長の専決報告が第1から第9まで件数及び面積につきまして事務局から一括して報告をお願いします。座ってください。</p> |
| 事務局 | <p>失礼して座らせていただきます。 第3回農地部会議案書の1ページをお願いします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 今月は、件数といたしまして合計7件、面積として9,818㎡で、田でございます。 解約後は、再設定が1件、所有権移転が1件、転用が2件、自作に戻るのが3件となっております。 続きまして、2ページから5ページをお願いします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 これにつきましては、相続の届け出によるものでございまして、件数といたしましては7件、面積として39,282,79㎡、内訳としましては、田が25994.91㎡、畑が12,862㎡、ほか425.88㎡でございます。 6ページをお願いいいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 件数といたしましては7件、面積として1,876㎡、内訳といたしまして、田が1,319㎡、畑が557㎡でございます。 内容としましては、貸事務用地が1件、418㎡、一般個人住宅用地が1件、16㎡、倉庫用地が1件、211㎡、共同住宅・集合住宅用地が2件、901㎡、駐車場用地が1件、245㎡、植林が1件、85㎡でございます。 7ページをお願いいいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 件数といたしましては7件、面積として8,145㎡、内訳といたしまして、田が4,753㎡、畑が3,392㎡でございます。 内容としましては、一般個人住宅用地が3件、622㎡、宅地分譲用地が2件、6,507㎡、事務用地が1件、300㎡、診療所用地等が1件、716㎡でございます。</p> |

8ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

件数といたしましては2件、面積として819㎡、内訳としまして、田が730㎡、畑が89㎡でございます。

内容としましては、診療所駐車場用地が1件、454㎡、調剤薬局店舗用地が1件、365㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

件数といたしましては1件、面積として239㎡で畑でございます。

内容としましては、一般個人住宅用地が1件、239㎡でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

報告第7号 農業生産法人の新規登録についてでございます。

これにつきましては、議案書にございますとおり、今回、農業生産法人の新規登録申請が、_____からありましたので、ご報告をするものでございます。

以上、報告第7号は1件でございます

11ページをお願いします。

報告第8号 農業生産法人の定期報告について。

これにつきましては、議案書にありますとおり、_____、外9件から農業生産法人の定期報告がございましたので、ご報告をするものでございます。

以上、件数といたしましては10件となっております。

12ページから13ページをお願いいたします。

報告第9号 地籍調査事業。芸濃町 林 川原 5地区における地目変更についてでございます。

これにつきましては、現況の土地の地目・位置・境界等が登記所の公図と合わないことから、自分の土地が正確に把握できない状況となっており、間違っている部分を修正し、正確な地図を作成し、新たな公図を作成するとともに、登記簿を修正する地籍調査事業が芸濃町 林 川原 5地区において実施され、ここに記載の土地につきまして、現況地目どおりに変更がございましたのでご報告をさせていただくものでございます。

件数といたしましては25件、面積として4,371.56㎡、内訳といたしまして、田が1,586.64㎡、畑が2,146.91㎡、外638.01㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局から報告があったとおりでございますので、この報告案件につきましてよろしくをお願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

14ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗真 受人 _____、経営面積11,990㎡

渡人 _____ 申請地 栗真小川町大門 _____番、台帳地目、現況地目とも畑、現況面積158㎡でございます。

これにつきましては、渡人である_____は、相手方の要望により、営農拡大を希望する受入であります_____に譲り渡ししようとするものでございます。

番号2、地区 一身田 受人 _____ 経営面積14,295㎡
渡人 _____ 申請地 一身田豊野ほノ坪 _____番、台帳地目、現況地目とも田、現況面積1,111㎡でございます。これにつきましては、渡人である_____は、相手方の要望により、営農拡大を希望する受入であります_____に譲り渡しをしようとするものでございます。

番号3、地区 高野尾 受人 _____ 経営面積5,201㎡
渡人 _____ 申請地 高野尾町 西豊久野 _____番、台帳地目、現況地目とも畑、現況面積1,853㎡、外1筆、合計面積3,222㎡で畑でございます。

これにつきましては、渡人と受入は親子関係でございまして、渡人である_____は負債整理のため、営農拡大を希望する受入である_____に、譲り渡ししようとするものでございます。

番号4、地区 黒田 受人 _____ 経営面積11,423㎡
渡人 _____ 申請地 河芸町 浜田 西垣内 _____番、台帳地目、現況地目とも畑、現況面積198㎡でございます。

これにつきましては、渡人である_____は、相手方の要望により、自己所有地が申請地の隣接であり、営農拡大を希望する受入である_____に譲り渡ししようとするものでございます。

番号5、地区 棕本 受人 _____ 経営面積11,079㎡
渡人 _____ 申請地 芸濃町 棕本 青木谷 _____番、台帳地目、現況地目とも田、現況面積1,031㎡、外6筆、合計面積4,049㎡で、田が3,997㎡、畑が52㎡でございます。

これにつきましては、受入は20ページの議案第6号の番号1と関連をしておりますが、渡人であります_____は、営農縮小のため、営農拡大を希望する受入である_____に譲り渡ししようとするものでございます。

番号6、地区 村主 受人 _____ 経営面積579,790.68㎡
渡人 _____ 申請地 安濃町 今徳 西久保 _____番、台帳地目、現況地目とも田、現況面積78㎡、外1筆、合計面積104㎡で田でございます。

これにつきましては、渡人である_____は、遠隔地による労力不足のため、営農拡大を希望する受入であります_____に譲り渡しをしようとするものでございます。なお、受入はこれまでに申請地を利用権設定により耕作を行っていたものでございます。

番号7、地区 香良洲 受人 _____ 経営面積11,498㎡
渡人 _____ 申請地 香良洲町八反田 _____番、台帳地目、現況地目とも田、現況面積1,249㎡でございます。

これにつきましては、次ページの番号8と関連するものでございますが、渡人である_____は、相手方の要望により、申請地が受入である_____の耕作地と隣接しており、一体できることから耕作利便のため交換しようとするものでございます。

15ページをお願いします。

番号8、地区 香良洲町 受人 _____ 経営面積6,966.62㎡
渡人 _____ 申請地 香良洲町八反田 _____ 番、台帳地目、現況地
目とも田、現況面積1,276㎡でございます。

これにつきましては、先ほどの番号7の趣旨によりまして、渡人と受人の所
有地を交換しようとするものでございます。

以上、番号1から8までは、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項
各号には該当しないため許可要件を満たしているものでございます。

以上、件数といたしましては8件、面積として11,367㎡、内訳といた
しまして、田が7,737㎡、畑が3,630㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、地元委員さんの報告を、1番、
栗真。

青木委員 6番 ^{あおき}青木です。農地の隣人より問題ないということでしたので、よろしく
お願いします。

議 長 2番、一身田。

青木委員 これも問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 3番、高野尾。

赤塚委員 5番 ^{あかつか}赤塚です。この案件は親子関係で、負債整理のために親の土地を息子
さんが買ったということで何ら問題はないと思いますので、よろしくお願
いします。

議 長 4番、黒田。

阪委員 13番 ^{さか}阪。現場を見ましたけれど、特に問題ないと見ておりますので、よろ
しくお願いします。

議 長 5番、棕本。

牧野委員 17番 ^{まきの}牧野です。これは隣接した田んぼでございまして、渡人が菰野町と
遠方で、もうよう耕作しないということで、何ら問題ないと思いますので、よ
ろしくお願いします。

議 長 6番、村主。

清水委員 23番 ^{しみず}清水です。今朝から確認をしてきましたが、現在、きれいに耕作し
てもらっておりますので、何ら問題は全然ないと思いますけど、よろしくお願
いいたします。

議 長 地元委員さんの異議のない旨の発言がございましたが、皆さんいかがでござ
いましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、1番から6番まで、異議なしと認め、許可することに決定いたします。

7番と8番案件に関しまして後藤勝委員に関する案件があります。

農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、後藤委員の一時退席をお願いいたします。

後藤委員 はい。

議長 7番、8番、香良洲。

奥山委員 9番 ^{おくやま}奥山です。先ほどの事務局の説明どおり、耕作を広げるための交換ということ伺いましたので、何ら問題ないと思います。

議長 地元委員さんの異議のない旨の発言がございましたが、皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、7番と8番、異議なしと認めます。

議長 はい、ありがとうございます。後藤さん入室して下さい。それでは、異議なしと認め、議案第1号について許可することに決定をいたします。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 安東 申請者 亡 _____ 相続人 _____ 申請地 納所町 東浦 _____番、台帳地目畑、現況地目宅地、現況面積247㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、昭和24年ごろに安濃川拡張事業に伴いまして、一般個人住宅等構築物の移転を行い、現在に至っているものでございます。

番号2、地区 片田 申請者 _____ 申請地 片田 井戸町 堂坂 _____番、台帳地目田、現況地目宅地、現況面積42㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、通路用地として利用しようとするものでございますが、相当以前から利用されており、始末書の提出がされているところでございます。

番号3、地区 高野尾 申請者 _____ 申請地 高野尾町

新町 _____番、台帳地目、現況地目とも畑、現況面積851㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を貸資材置場用地として利用しようとするものでございます。

番号4、地区 棕本 申請者 _____ 申請地 芸濃町 棕本
巾 _____番、台帳地目、現況地目とも畑、現況面積704㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地に集合住宅1棟、169.54㎡を建築しようとするものでございます。

番号5、地区 村主 申請者 _____ 申請地 安濃町 神田
東裏 _____番、台帳地目畑、現況地目宅地、現況面積315㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を倉庫用地、カーポート用地等として利用しようとするものでございますが、既に利用されており始末書の提出がされているところでございます。

以上、件数といたしましては5件、面積として2,159㎡、内訳といたしまして、田が42㎡、畑が2,117㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議 長 それでは1番、安東。

太田委員 3番 ^{おおた}太田です。これは事務局の説明のとおり、安濃川拡張に伴うことでございますが、農地に隣接をしておりません。排水関係も問題ございませんので、よろしくお願いいいたします。

議 長 2番、片田。

野田委員 2番 ^{のだ}野田です。ただいま事務局のほうから詳しく説明をいただき、別に問題ありませんので、よろしくお願いたします。

議 長 3番、高野尾。

赤塚委員 5番 赤塚です。この案件は自動車整備業を営んでいる方が裏の畑で資材置き場をつくりたいということで、現在草を刈って畑は耕作放棄地にはなっておりませんが、管理はしておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議 長 4番、棕本。

牧野委員 17番 牧野です。この前現地といたしますか、この区間はちょっと _____の高架の _____で、もう隣は分譲住宅に今発売中というか、売られている後ろの隣接地でございます、ここも排水もちゃんと管理できているような状況になっておりますもので何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議 長 5番、村主。

| | |
|------|--|
| 清水委員 | 23番 清水です。この件につきましても事務局のご説明どおり、今現在梅の木をおつくりになっております。それで、始末書も提出されておりますので何ら問題ないと思っておりますので、よろしく願いいたします。 |
| 議長 | はい、ありがとうございました。 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。 |
| 部会委員 | <一同 異議なし> |
| 議長 | はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可することに決定をいたします。 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）。事務局の説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | 17ページをお願いします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区 安東 受人 _____ 渡人 _____ 申請地 渋見町 宮代 _____番、台帳地目田、現況地目畑、現況面積2,548㎡、外1筆、合計面積3,118㎡で田、農地は第2種農地でございます。 これにつきましては、申請地を老人短期入所施設、ディサービスセンター用地として利用しようとするものでございます。 以上、件数といたしましては1件、面積としては3,118㎡で、田でございます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。 |
| 議長 | それでは、地元委員さん、安東。 |
| 太田委員 | 3番 太田です。これは去る3月14日、会長、部会長並びに事務局立ち合いのもとで確認をさせていただいております。何ら問題ございませんので、よろしく願いいたします。 |
| 議長 | 地元委員さん並びに私も地元へ行って現地確認をいたしました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。よろしく願いをいたします。皆さんいかがでございましょうか。 |
| 部会委員 | <一同 異議なし> |
| 議長 | はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可することに決定をいたします。 それでは、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）。事務局の説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | 18ページをお願いします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 |

番号1、地区 片田 借り人 _____ 貸し人 _____ 申請地
片田 志袋町 枝梨 _____番、台帳地目、現況地目とも田、現況面積
1, 383㎡、外1筆、合計面積2, 499㎡で田、農地は第2種農地でござ
います。

これにつきましては、申請地をコンビニエンスストア 1棟 185.28
㎡及び駐車場用地として利用しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては1件、面積として2, 499㎡で田でございま
す。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議 長 地元委員さん、1番、片田。

野田委員 2番 野田でございます。ただいま事務局説明のありましたように、先日、
会長、副会長、また事務局で現場の確認をしていただき、また地元の自治会長
もお話も聞かせていただいて問題ございませんので、どうぞよろしく願いま
す。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がござい
ました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、それでは、議案第4号については許可することに決定いたします。
次に、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農
業委員会許可・使用貸借）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 19ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員
会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 大里 借り人 _____ 貸し人 _____ 申請地
大里 窪田町 野々垣内 _____番、台帳地目、現況地目とも畑、現況面積
284㎡、外1筆、合計面積467㎡で畑でございます。

これにつきましては、貸し人は借り人の祖母の関係でございまして、申請地
に一般個人住宅として分家住宅 1棟 71.76㎡及び車庫を建築しよう
とするものでございます。

番号2、地区 明 借り人 _____ 貸し人 _____ 申請地 芸濃
町 忍田 八ノ坪 _____番、台帳地目、現況地目とも田、現況面積1, 1
53㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を資材置場用地として利用しようとするもので
ございます。

番号3、地区 村主 借り人 _____ 貸し人 _____ 申請地
安濃町 今徳 西前野 _____番、台帳地目、現況地目とも畑、現況面積
345㎡、外1筆、合計面積572㎡で畑、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、貸し人は借り人の祖父の関係でございまして、申請地
に一般個人住宅 1棟 95㎡及び車庫を建築しようとするものでございま
す。

番号4、地区 村主 借り人 _____ 貸し人 _____ 申請地
安濃町 川西 岡副 _____番、台帳地目、現況地目とも畑、現況面積24
4㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、貸し人と借り人は親子関係でございます、申請地に
一般個人住宅1棟 67.08㎡及び車庫を建築しようとするものでございま
す。

以上、件数といたしましては4件、面積として2,436㎡、内訳といたし
まして田が1,153㎡、畑が1,283㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 1番、大里でございます。_____というのは_____さんの娘婿でござ
いますので親子関係でございます。何ら問題なからうと思っておりますので、よろし
くお願いいたします。

2番、明。

増地委員 18番 ^{ますじ}増地です。14日に会長さん初め部会長さん、事務局と立ち会いい
たしまして、何ら問題ないということでよろしくお願いいたします。

議 長 3番、4番、村主。

清水委員 23番 清水です。これも確認をいたしまして、2案件とも親子関係でござ
いまして、もう既に排水は完全にできておりますので、何ら問題はございませ
んの、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがで
ございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号につ
いて許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第6号、非農地証明願について事務局の説明をお願いいた
します。

事務局 20ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 棕本 願出者 _____ 申請地 芸濃町 棕本
平林 _____番、台帳地目畑、現況地目雑種地、現況面積1,998㎡、
外2筆、合計面積、2,191㎡でございます。

これにつきましては、申請地は現在は廃業となっておりますが、願出者の亡
き祖父及び父が昭和30年から昭和45年まで_____を建築し、昭和45年
ごろから駐車場用地として、また_____を建築し、現在に至っております
ことから今回、非農地証明願が提出されたものでございます。

番号2、地区 棕本 願出者 _____ 申請地 芸濃町 棕本
中町 _____番、台帳地目畑、現況地目宅地、現況面積476㎡でございま
す。

これにつきましては、昭和36年に居宅が建設され、現在に至っておりますことから、今回、非農地証明願が提出されたものでございます。

以上、件数といたしましては2件、面積として2,667㎡で畑でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、1番、2番、掠本。

牧野委員 17番 牧野です。この番号1の件につきましては、3月14日、事務局さん、会長さん、みんな現地確認をさせていただきました。これは今報告どおり、もうグリーンロードの道沿いに_____が建つと隣の駐車場として使われておるといような現状でして、とてももう農地に復元するといようなことはできませんので非農地証明が出されております。地元としては何ら問題ないと思いますので、よろしく願いをいたします。

2番の件は、もうこれも昭和36年から宅地として使われておりますが、今度その一部が畑でそのまま残っておったというよう状態でございますので、これもひとつよろしく願いをいたします。

議長 皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは、議案第6号、非農地証明願について証明することに決定をいたします。

議案第7号、特定農地貸付承認申請について（農業委員会承認）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 21ページをお願いします。

議案第7号、特定農地貸付承認申請について（農業委員会承認）でございます。

番号1、地区 一身田 対象農地 所在地 一身田 上津部田 字
ヌノ坪 _____番、台帳地目田、現況地目畑、面積347㎡

所有者 _____ 貸付主体、開設者 特定非営利活動法人 _____

貸付区画数 13区画 1区画当たりの面積 約16.5㎡、1区画当たりの貸付料は24,000円でございます。

これにつきましては、次の番号2とも関連しますが、特定農地貸付法によりまして、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることなどを目的としまして市民農園を開設しようとするものでございます。

番号2、地区 一身田 対象農地 所在地 一身田 上津部田 字
ハノ坪 _____番、台帳地目田、現況地目畑、面積442㎡

所有者 _____ 貸付主体、開設者 特定非営利活動法人 _____

貸付区画数 15区画 1区画当たりの面積 約16.5㎡、1区画当たりの貸付料は24,000円でございます。

これにつきましては、先ほどの番号1と同趣旨によりまして市民農園を開設しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては2件、面積として789㎡で田でございます。
以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、1番、2番、一身田。

青木委員 6番 青木です。これは地元自治会とも話がついており、別に問題ないところ
です。よろしく申し上げます。

議長 皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第7号については承認
することに決定いたします。

次に、別紙でお配りしました議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条
の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局より説明をお願い
いたします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の決定についてでございます。

別冊の津市 農用地 利用集積計画をお願いします。

表紙を1枚めくっていただきたいと思えます。

今月は、右下の合計欄に掲げてありますように、総合計で、359,512
㎡の集積がありました。内訳としましては、貸借関係のみでございます。それ
では、各地区別に一番下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借が168,233㎡で、畑の使用貸借が
996㎡で、件数的には61件でございました。所有権移転はございませんで
した。

河芸地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借が合わせて40,156㎡
で、畑の使用貸借が588㎡で、件数的には19件でございました。所有権移
転はございませんでした。

安濃地区につきましては、田の賃貸借が66,428㎡で、畑の賃貸借が
2,890㎡で、件数的には18件でございました。所有権移転はございませ
んでした。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借が合わせて41,658㎡
で、畑の賃貸借と使用貸借が合わせて1,576㎡で、件数的には17件で
ございました。所有権移転はございませんでした。

美里地区につきましては、田の賃貸借が36,987㎡で、件数的には16
件でございました。所有権移転はございませんでした。

香良洲地区につきましては集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて353,462㎡で、
畑の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて6,050㎡、総合計が359,51
2㎡で、131件となっております。

認定農業者への集積状況は59件で218,620㎡となっており、先月に
比べ面積で約158%、件数では約163%となっております。

なお、内訳は計画の概要のとおりでございます。
以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に申達することにいたします。どうもありがとうございました。

午前11時30分

上記は、第3回第1農地部会の議事を録したものである。

平成24年3月21日

議 長

出席委員

出席委員